

議案第四十七号

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年六月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

港区奨学資金に関する条例（昭和三十四年港区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第二号中「（生計維持者の扶養親族」の下に「等」を加え、「（当該生計維持者が、」を「又は特定親族（」に改め、「賦課期日」の下に「の属する年の前年の合計所得金額が九十五万円以下である者に限る。以下この号において同じ。）（当該生計維持者が、同日」を加え、「、これ」を「、これら」に、「をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する」を「である者をいい、その者を自己の扶養親族又は特定親族として」に、「（を除く」を「）及び生計維持者のいずれかの尊属である者を除く。以下この号において同じ」に、「扶養親族である」を「扶養親族等である者又はこれに準ずる者として区長が認める」に改める。

付 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。

(説明)

給付型奨学金の対象となる多子世帯に該当する世帯等の範囲を拡大するため、本案を提出いたします。